別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

学校いじめ防止基本方針

※い対協＝いじめ対策協議会

いじめ対策協議会
構成員：校内職員＋外部専門家等

◆最終意思決定者：校長
◆開催：定期(4 月)、重大事態発生時
　　校長が必要と判断した場合
◆構成員
校長　　※校内固定委員

教頭、生徒指導主事
年次主任(3)、情報担当教員
養護職員

関係 HR 担任　※いじめ認知時に追加

臨床心理士、学校評議員
◆主な任務
①学校いじめ防止基本方針の作成・改訂
②年間指導計画の作成
③校内研修会の企画

情報交換
情報共有

指示
助言

いじめ防止委員会
構成員：校内職員

◆委員長：教頭
◆開催：定期(4 月、2 月)
　　校長が必要と判断した場合
◆構成員（い対協*校内固定委員と同一）

教頭、生徒指導主事
年次主任(3)、情報担当教員
養護職員

◆主な任務（い対協*の補助組織としての任務）
①学校いじめ基本方針の改訂案作成
②年間指導計画案の作成とその実施
③校内研修会の企画案作成とその実施
④いじめが疑われる事案の事実確認と判断（生徒指導部と連携協力）

報(告)・連(絡)・相(談)・記(録)の徹底

未然防止の具体策

教育活動全体を通して

自己有用感、他者を思いやる心、コミュニケ―ション能力、社会性を育成する

1　授業の充実、道徳教育の充実
　①分かりやすい授業を展開し、自己有用感の高揚
　②各教科において人間としてのあり方や、生き方について考えさせる内容の展開
2　特別活動の充実
　①ホームルーム活動、学校行事、生徒会活動
　②アサーションに関する講演会（5 月）
3　キャリア教育の充実
　①総合的な学習の時間でソーシャルスキル・社会性を育成
4　教育相談の充実
　①クラス担任による面談（５～６月、９～１１月）
5　情報教育の充実
　①教科「情報」における情報モラル教育
　②ネットいじめに関する講演会（4 月）
6　保護者・地域との連携
　①学校いじめ防止基本方針の周知
　②保護者会における講演会の実施
　③学校評議員会での報告、協議

早期発見の具体策

全教職員で

情報収集・情報共有を図る

1　情報の収集
　①教員の生徒観察による気付き
　②養護職員からの情報
　③生徒・保護者からの相談、訴え
　④定期アンケートの実施（8 月、1 月）
2　情報の共有
　①いじめ防止委員会、生徒指導部、管理職への報告の徹底
　②職員会議等での情報共有
3　相談体制の確立
　①クラス担任との定期的な面談